

〈史料紹介〉

賀茂別雷神社社司家・馬場義一家文書のうち

岡山県関連中世文書の紹介

―備前国山田庄関係文書・尼子氏の備前侵攻―

辰
田
芳
雄

〈史料紹介〉

賀茂別雷神社社司家・馬場義一家文書のうち岡山県関連中世文書の紹介

―備前国山田庄関係文書・尼子氏の備前侵攻―

辰田 芳雄

はじめに

二〇二〇年に「賀茂別雷神社領備前国竹原荘の守護請について」¹「賀茂別雷神社領備前国竹原荘関係文書の紹介」を発表して、洞松院尼細川氏・守護赤松義村・守護代格浦上村宗・代官宇喜多久家らの備前国竹原荘の支配について論考した¹。その史料調査の過程で、竹原荘近在で賀茂別雷神社領備前国山田庄の史料も視野に入ったが、十分な検討ができなかった。そこで、賀茂別雷神社の氏人であり社司家である馬場家に伝わる文書群の中に山田庄関係文書が四点あることがわかったので、それを紹介して若干の考察をすることにした。京都市歴史資料館に写真版として所蔵されている馬場義一家文書が対象である。

京都市歴史資料館が所蔵している写真版は、京都市の行政単位ごとに分類されている。馬場義一家文書は東山区の家分No.H17として登録されている。文書番号はA～NとX1～X14に分類されてお

り、X1～X14は卷子仕立てになっている。岡山県関係としてはX10に美作国倭文庄文書（イ）～（ハ）があり、その次にX11として備前国山田庄文書（イ）～（三）の四点がある。

なお、X4上賀茂社領関係文書のうち二点とX5若狭国宮川荘・賀茂荘文書のうち四点は『大日本史料』10編25冊と27冊に天正元年・二年の文書として翻刻されている。また、X14のうち尾張国玉井荘関係文書ほか一二点は『愛知県史』資料編に、X12加賀国金津庄文書X9内の能登国土田荘文書の五点は『加能史料』に、X10美作国倭文庄文書の三点は皆木欣耿『倭文地区の歴史3・4』（二〇一三年、二〇一七年）にそれぞれ翻刻・掲載されているが、多くのものは未翻刻である。

一 東山区H17馬場義一家文書、X11・
備前国山田庄文書(イ)～(三)の紹介

〔表題〕

備前國

山田庄證書類

十一

〔表題の次の用紙にある目次〕※は京都市歴史資料館で付した記号。

永正十三年

松嶋宗俊請文 ※(イ)

立原幸綱返書 ※(ロ)

天文十三年

浦上国秀返書 ※(ハ)

定國書状 ※(ニ)

(イ) 松嶋宗俊請文

就當社領備前國山田庄之儀

因幡守請文之事、如御案文申

沙汰仕候て、御上使^江渡可申候、

萬一無沙汰申之由、國質可

被召候、仍状如件、

松嶋惣兵衛

永正十三年九月廿七日 宗俊(花押)
山本兵庫助殿まいる

(ロ) 立原幸綱書状(天文六年カ)

(封紙ウワ書)

〔切封〕 立原次郎衛門

藤木弥九郎殿 御宿所 幸綱

備前國尾張山田庄

京着之儀、被仰下候、別申聞

拾壹貫文之分、致進上候、從來年、

如前々可申付候、此等之趣、可預

御披露候、恐惶謹言、

十二月十三日 幸綱(花押)

藤木弥九郎殿

御宿所

(ハ) 浦上国秀書状(折紙)

(封紙ウワ書)

〔天文十三年 浦上近江守

森殿^參御報 國秀

尚々紀四郎方へ御扇過分

之至候、將又為路錢百疋

渡申候、

如御札御卷数并扇子

拝領畏入候、仍御領尾張

保事、度々依太風洪

水、古来稀次第候、殊更

左京大夫被申出趣、委曲

上夫可有御演説候、然

間、御公用等無運上段

非如在候、来年儀者、

別而可致地走御公事、

猶藤木方申候間、不能

一二候、恐惶謹言、

十二月八日 國秀(花押)

森殿^參御内報

(二) 某書状(永正十三年九月十日浦上村国書状カ)

当年者、未申通候、有本意等■候、仍去

年、就御公用之儀、岡本殿御下候、然^ニ

申子細しか、定^而具^ニ可有御申候、去春人

を上可申統覚悟御處候、取乱儀候て打上候、
只今被官松嶋急上候、可有御下

御奉書并貴所様御状案文、太方御

文言を申上、近々□□可然様御文

言あそはされ候て下可給候、彼以帳面所務

出来候へハ、御公用漕分そ□て可申候へハ、為

御可然御事候、國元之儀者、浦上掃部物^(浦上村宗)

同心行候へハ、定^而堅可申付候、委細之段、

此者可申入候、將又少分之儀候へ共、三拾疋

進入候、猶々此儀第一為御可然御事之間、

能々御調候て下可給候、其方御内儀、此

方へ聞候儀も可有之間、いかにも誰此方申

儀をハ御なん^(内密)ミつあるへく候、其方にて

御調法候て下給候と、其方にて風聞

御様か可有御沙汰候、此方にて御調法仕候

儀、已後聞候てハ名主百姓何篇申候らへ、

又此間之ことく所務成行候てハ御公用進納

難申候、如古帳成行候へハ御公用漕分京

進可申候、恐惶謹言、

九月十日 □國(花押)

(イ) 松嶋宗俊請文は、『岡山県史 編年史料』二〇五八号に

「伊予国菊万莊并左方保古証文」を出典とし、『大日本史料』九一六

に掲載されていることが記されている。『邑久町史 史料編上』の「邑久町域関係史料」八五にも掲載されている。「受文」↓「請文」、「御上使」↓「御（欠字）上使」の異なりが指摘できる。「松嶋」は（一）某書状に「被官松嶋」と登場する人物と同一人物か。同一人物とすれば、（二）某書状の差出人と因幡守が同一人物と考えられるので、浦上村国の可能性が高い。

（ロ）立原幸綱書状は、「賀茂別雷神社文書」II—F—七—一五の「某幸綱書状写」の正文である。写では「就来年」、「十二月十二日」と写し誤っている。封紙の写はないため、幸綱の姓が分かっているなかった。立原幸綱は尼子詮久（のちの晴久）の被官であるから、備前国尾張山田庄が尼子氏の支配下にあったことがわかる。賀茂別雷神社の氏人藤木弥九郎（京都から派遣される上使と思われる）に宛てた書状の内容は、①今年の年貢京着分の一一貫文を進上すること、②来年以降も「前々」のように年貢を、納めるように命令すること、である。この文書の年代を次節で少し詳しく考察をする。

（ハ）浦上国秀書状は、新出史料である。浦上国秀は、浦上村宗の弟と考えられている人物で、浦上政宗が幼少時には政宗を奉じた奉書がある。政宗の成人後は、家臣として連署奉書にその署判がある。史料編纂所のデータベース日本古文書ユニオンカタログには八通の浦上国秀が署判する文書が確認できる。その他に『岡山県古文書集』『備前弘法寺文書』に二通・「備前来住文書」に三通あり、都合一二通となるが、この書状は知られていない。

この時期の赤松晴政と浦上政宗の関係を確認しておく。享祿四年

（二五三二）の大物崩れで浦上村宗の敗死後、赤松氏と浦上氏の抗争が続くが、天文六年（二五三七）の尼子氏の播磨侵攻により、両者は和睦した。そして、天文十三年（二五四四）の時期には浦上村宗がかつて掌握していた播磨・備前の地域を継承・支配していた。²この浦上国秀書状では、天文十三年の度々の大風洪水（台風カ）による不作の報告と来年の年貢京進の約束をしているので、主君浦上政宗のもとで国秀が備前国尾張保の代官に任じられていたことがわかる。宛所は賀茂別雷神社司家の森季久である。尾張保と山田庄は併記されることが多いので（例えば（ロ）立原幸綱書状の「尾張山田庄」、尾張保は山田庄を含むと思われる）。

ところで、（ロ）立原幸綱書状により山田庄が天文十一年（二五四二）以前（天文六年（二五三七）カ）には尼子氏の支配下にあったことがわかるので、この時期において浦上政宗は尼子晴久との間で山田庄の支配を争っていたのか、或いは尼子の勢力を駆逐して再び支配していたのか、のどちらかであろう。

（二）某書状は、卷子仕立ての目次には「定國書状」とあるが、写真版の日下の署名を見ると「國」の上の字は読めない。そこで「□國（花押）」と翻刻している。これも新出史料である。宛所はないが、「就御公用之儀、岡本殿御下候」とあるので、上使岡本殿を派遣した賀茂別雷神社の社司宛であろう。岡本氏は、藤木氏・山本氏・西池氏とともに支配下にある荘園へ下向する上使となった賀茂別雷神社の氏人である。

「被官松嶋」は「□國」の被官と考えてよいので、（イ）松嶋宗

俊請文にある「因幡守」には浦上村国が比定でき、この文書も永正十三年（一五二六）と考えてよからう。

永正十三年頃の守護赤松氏と守護代格の浦上氏の関係や備前の様子を概観しておく。拙稿Aで述べたように永正十一年（一五二四）では赤松義村は義母洞松院細川氏のもとで守護としての執政を行っていたが、永正十二年（一五二五）には分国法を制定するなど本格的執政を始めていた。浦上村宗は幼名幸松丸から掃部助と名乗り始め、守護代格或いは守護家の家宰として守護赤松義村の命令を奉じ播磨や備前で多くの書状を発給している。この頃は赤松義村と浦上村宗の関係は良好であった。

この文書の内容は、以下のようまとめられよう。①被官松嶋を上洛させるので、「御奉書」（幕府奉行人奉書あるいは京兆家奉書）と上賀茂神社からの書状（代官補任状や百姓への書状）の案文を下付してほしい（代官職の権利が相論となっていることがわかる）。②「古帳」（斗代が高く年貢納入量が高い納帳）により年貢徴収ができれば公用金を多く納入できるだろう。③在地の山田庄には「浦上掃部」の被官がいるが、この帳面で所務を行うことに同意させて、百姓には厳密に申し付けよう。④これらのことを被官松嶋が詳細に伝えましょう。また少ないが三百文を進上します。⑤上賀茂神社からの書状の内容が名主百姓に漏れ聞こえたと年貢徴収が難しくなるので、「内密」にしてほしい。⑥「古帳」に基づいて所務ができれば、公用金を精々徴収し京進しましょう。

守護代格の浦上掃部助村宗を尊称なしで「浦上掃部」と呼び捨て

にできるのは、同等な立場にあったものであろうから、大永二年に村宗と対峙した村国を「□國」に当てるが適当であろう。なお、永正十三年（一五二六）の備前国山田庄の守護請の構造も、拙論Aの竹田荘と同様に守護赤松義村―浦上掃部助村宗・浦上因幡守村国となると思われる。

二 尼子氏の備前侵攻 ―（口）年未詳 十二月十三日立原幸綱書状の考察―

立原幸綱は尼子詮久（のちの晴久）の被官である。従って、備前国山田庄は尼子氏の支配下にあったことがわかる。しかも、「別申聞拾壹貫文之分、致進上候、従来年、如前々可申付候」の文言から、代官立原幸綱の公用金の賀茂別雷神社への京進は初めてで、来以降も「如前々」（前々の代官（赤松―浦上カ）が請負っていた時の如く）百姓に申し付けるとしていることから、尼子氏の最初の備前侵攻の時期のものではないかと思われる。

立原幸綱を史料編纂所のデータベースで検索すると日本古文書ユニオンカタログに一件だけヒットする。「日御碕神社文書」に天文九年（一五四〇）十二月二十三日に立原幸綱書状があり、花押も一致する。さらに立原幸綱で検索すると三四件のヒットがあり、早いものに「日御碕神社文書」天文十一年（一五四二）三月二十三日、同じく天文十一年十月二十三日がある。一般に幸綱の子息が幸綱といわれているが、通称の次郎右衛門も同一であるだけでなく、両者

天文六年七月二十二日条

尼子民部少輔方（註久）へ以書狀、一腰、織色三端遣候

天文六年七月三十日条

先日書狀出候、尼子奏者へ音信候て、可然由、只今光照寺同宿申候間、一腰、馬代遣候

天文六年十二月六日条

自尼子伊予守、去年之為返、太刀代（二百疋）、馬代（如常）以書狀来候、同民部少輔為返、太刀代（二百疋）以一札来候

天文六年十二月八日条

尼子民部少輔内者、此方取次河本為返、一腰代（五十疋）、馬代（三百疋）、来候

天文六年十二月十四日条

尼子方へ、就属所々御本意音信共様体也（中略）尼子伊予守（註久）在国へ以書狀一腰、梅染十端遣候。又先日為返馬、太刀来候ツル、返札遣之。此音信自蓬雲軒被申届候様に、と申事候、同民部少輔（註久）

出張へ以狀書一腰（二文字菊贖代八貫余）馬（河原毛印雀目結）遣之。又先日返礼来候。其返状同遣之。同刑部少輔（註久）戸部舅

伊予子へ以書狀一腰、馬（河原毛印雀目結）遣候。伊香（武衛取次）へ百疋遣之。鳥屋（伊予取次）へ一腰、絞十具。河本

右京進（民部少取次）へ以書狀一腰、織色式端、絞十具。龜井宗四郎（安綱）民部少一仁へ以書狀一腰、馬代遣候。湯原次郎右衛門

尼子内者一腰、絞十具遣之候。足輕大将ヲスル者也。きりて也。大石（尼子内者）一腰遣之。宮上総介一腰、馬代遣之。宮上

野介一腰、馬代遣之（蓬雲軒舅也）。宮法城寺一腰遣之。石原信

濃守（武衛一仁）一腰遣之。右十四ヶ所へ如此令音信候。使（註）芝田下候。並光照寺も同下候。三好伊賀内者岸下部送候間、百疋遣之。使今日此方を立候。

赤松左京大夫（註政）へ、尼子乱入無心元とて、書狀並絞卅具遣之。芝田申付候。同下野方右之儀、無心元候とて一札遣候。此二ヶ所へ

の同時に下候
天文七年正月十日条

自本宗寺注進候、尼子播州面の陣取退、本国にて可越年由申退陣候、雖然路次深雪之条、依難合期□州二移住之由候、

天文七年四月一日条

従出雲尼子伊予守方為音信、大燭台（一对）来候。使は田中縫殿助也。尼子与力之由候

天文七年四月二日条

尼子伊予使（註）式献にてあひ候。色々二献めの盃はじめ候へ、と申候へ共、不初候。左衛門太夫相伴也。使太刀到来候

天文七年六月十九日条

尼子伊予守へ為返（四月音信之返）緞子（鷗）一端、以書狀遣之候。（中略）民部少輔へ、以書狀織色五端遣之

天文七年八月十四日条

従湯河宮内少輔以書狀、就尼子出張尾州被出候間、彼人も可上洛候。然者得指南候はんよし申候
天文七年九月四日条

從土岐五郎書状來候。尼子不日^ニ播州へ可相働其間候間、可知之由候。又当国未一途候間、可及行候。門下中之儀申付候は、可為祝着之旨候

天文七年十月十一日条

酉刻半時計、自尼子方より江州へ使者兩人（俗与僧也）為此方可送届由被申趣、英賀八田大炊助、三木清兵衛兩人より書状□のほせ、此者江州へ送り候へと申候。此趣兵庫方へ申來、其を左衛門大夫申候。宿も朝も之儀申付て申候、由候

天文六年（一五三七）の播磨進攻が但馬を經由して行われたという説は、天文五年十二月五日条に基づいているが、これは九条植通が downward する但馬国新田莊の支配の關係者（代官など）に尼子氏の被官がいることを示す記事ではなからうか。本願寺門主光教証如の日記は大変詳細に書かれている。天文六年から天文七年までの尼子氏に關する記事をほぼ網羅したが、天文六年の播磨進攻は「明春早々」ではなく十二月（或いは前月）であったことがわかる。十二月二十四日条に「尼子伊予守（在国）」に対して「同民部少輔（出張）」とあり、尼子詮久が進軍している。そして、天文七年正月十日条にあるように、播磨から撤退したが、深雪のために出雲までは帰れず、「□州」（□は一字空白）に移住した。「□州」は備州あるいは作州であろう。最初の備前侵攻が天文六年であれば、（口）年末詳十二月十三日立原幸綱書状は天文六年であろう。

なお、翌年天文七年の播磨進攻は、天文七年八月十四日条の記事

「就尼子出張」によれば、八月（或いは前月）であったようだ。⁶⁾次に示す史料3によれば、但馬から進攻したとあり、七月十七日には赤松氏の家臣小寺・明石氏が寝返つて、高砂に逃れていた赤松晴政に攻勢を懸け、晴政は淡路に渡つたとある。

史料3

肥前島原松平文庫「赤松記（外題は赤松伝記）」。⁹⁾『群書類従』二十所収の「赤松記」には割注の部分は□となつている。

天文七年小塩山（置塩）に屋形御座の時、出雲の尼子政久（政久の誤り）へ山名兵庫頭知申タルニヨリ胆苧ヨリ（松岡村宣）乱入し弘岡殿を初め国衆少々尼子一味に御留守居を置、高砂の梶原駿河かまへに御座候所ニ、同七月十七日（前記）二小寺・明石逆心ノ色を立候て、高砂表へ大人数を亂し懸候時分に候へば、高砂にも御座候事不叶淡路へ御のき有り、

史料4

「鶴莊引付」天文七年（一五三八）条

出雲尼子方入国、天文七（戊戌）九月廿三日（上方）時在庄訓乘大法師、（下方）英乘大法師（同十一月廿二日）庄着仕候、同廿七日城山へ罷出、同廿八日ニ尼子殿見參候、酒三献以下給之、雜掌者我等自分一貫文尼子殿へ（詮久）一貫文、形部少輔殿へ（尼子國久）五百文、中井（家清）備後守方へ（幸綱）三百文、大石三郎右衛門尉方（幸綱）三百文、立原方（幸綱）二百文、荒木方在庄失逐一貫八百文、以上五貫文入候也、（此外扇遣之）、又一貫二百文湯原方へ遣之、

史料4によれば、尼子詮久は天文七年（一五三八）九月二十七日に城山城を拠点に播磨を支配したことがわかる。斑鳩寺は城山城まで向いて、尼子詮久以下の家臣にも礼銭を出している。その中に「立原方二百文」とあり立原幸綱がいる。播磨進攻が美作・備前を経由したものであれば、(口)十二月十三日立原幸綱書状は天文六年であることを傍証する。

天文二年（一五三二）・三年には備中国新見荘の史料に尼子勢の侵攻の様子が克明に記されていて、美作国に進攻している¹⁰。但馬国から播磨国に進攻したとする説もあるが、地形的には吉井川を下り、備前三石を経て播磨に入るのが自然である。新見荘の代官新見貞経書状〔東寺百合文書〕二函三四五号）を分析してみよう。

史料5

尚々、うるしのふた^三判を仕候へ共、備前在陣間、無其儀候、

去七月御返事、しんか左衛門四郎相届、令拜見候、請取下給候、本望至候、仍当年御公用漆指中五、致寺納候、忝角馳走度心中、至備前在陣間^四、乍存先如此候、開陣之時、必々可致短足候、年預様へ御心得可畏入候、かれいのこふし入す、陣立取乱候間、重而進納可申候、恐々謹言、

拾月十日

貞経（花押）

公文殿 御宿所

東寺領備中国新見荘の代官新見国経の後継者である新見貞経の年

欠の書状である。新見国経が尼子に合力していたのと同様に、貞経も尼子氏の軍勢の一員となり、「備前在陣」している。書状中の「御公用漆指中五」や貞経の花押の形状の比較により、この文書は天文六年（一五三七）と比定できた¹¹。尼子氏は天文六年十月には備前まで進攻していたことがわかる。史料2の天文六年十二月二十四日条によれば、本願寺門主光教は播磨に「出張」している尼子勢の一四か所に礼物を送り祝っている。以上のことから天文六年の尼子氏播磨遠征は備前を経由したもので、(口)年未詳十二月十三日立原幸綱書状は天文六年である可能性が高いことがさらに確かめられた。

ところで、備前国山田荘と同じ賀茂別雷神社領である備前国竹原荘関連文書に以下のものがある。拙稿Bで紹介したII—F—二二九九勝政書状である。

史料6

御使者被仰候間、三百疋の内百疋御太刀代分納申候、毎度如此候、

御札被下候、令拜見候、仍而、就竹原庄御公用儀、藤木弥九郎殿御下候、當年之儀、水損仕一向御公并無御座候へ共、御懇承仕候之条、備前守申聞候、為御公用參百疋進納申候、并藤木殿へ路銭百疋渡申候、随而、御祝儀候て五明二本被懸御意候、誠目出拝領仕候、左道之至憚多候へ共、御札等計二鳥目式十疋令進入候、委細者、藤木殿へ申候条、不能詳候、恐惶謹言、

十一月二日 勝政（花押）

御社務松下殿まいる御返報

大意は以下の通りである。竹原荘の公用金を徴収するために神主松下殿が上使藤木弥九郎を下向させた。代官の勝政は、今年の水損のため年貢徴収ができなかったことを使者備前守により報告させ、公用金として三貫文を進納し、さらに藤木弥九郎殿に路銭として一貫文渡すことにした。神社から頂いた扇二本の御礼に二百文を進上した。詳細は藤木殿に申しあげている。

この竹原荘の上使藤木弥九郎殿は、(ロ)年未詳十二月十三日立原幸綱書状の宛所藤木弥九郎と同一人物であるから、吉井川の東西両岸に位置する竹原荘と山田庄の両荘に藤木が同時に派遣されたとする、II—F—二三九勝政書状も天文六年である可能性もある。仮に、同一年であれば、吉井川を挟む竹原荘と山田庄では、代官請における支配のあり方が異なっていたことになる。

次に、二〇二〇年の夏に岡山県立博物館が倉敷市の般若院を調査して発見した「中山備中守勝政」書状を山陽新聞などの紹介記事や県立博物館のHP（岡山の戦国時代・宇喜多直家の舅の可能性がある中山備中守勝政の書状、初めての発見）から見てみよう。

史料7

態一筆申入候、仍一昨日ハ、就おか弥五郎分儀^ニ、豊前守殿へ、
以使者申候処、御兩人御入魂^ニ付而無別被返事喜悅之至存候、爰
許程遠候ハ、彼在所之儀有様^ニ被仰者、弥々可為祝着候、然

者、今日内山方被罷出候ハ、豊前守殿より御使^(一人相副丸)□□□□、被仰
付候様^(御心)□□□□頼入候、何様不日參、連々御礼等可申入候、恐々
謹言、

中山備中守

卯月十六日 勝政（花押）

久志良小七郎殿

目黒与左衛門尉殿

御宿所

中山備前守は、山科家領備前国居都荘の代官であった。『言継卿記』天文十三年（一五四四）十一月十一日条に居都荘の公用について山科家雑掌民部少輔頼景から中山与七に宛てた書状案がある。また、天文十四年八月九日条にも居都荘公用を要請する中山備中守宛の書状案あり、天文十五年正月一日条には中山備中守からの書状と公用金の到来の記事がある。この居都荘代官の中山備中守の諱が史料7により勝政と判明した。⁽²⁾史料6と史料7の花押は少し異なるが、居都荘は竹原荘の東に隣接する荘園であるから、史料6の勝政書状の差出所は、中山備中守勝政である可能性が高い。中山備中守勝政は有力な国人で、備前南部の複数の荘園の代官として勢力を持つていたことになる。

おわりに

賀茂別雷神社文書である馬場義一家文書のうち、備前国山田庄文書の四点を翻刻紹介した。(二)「□國」書状の直後に(イ)松嶋宗俊請文が出されたと考えられ、永正十三年(二五二六)に浦上村国が浦上村宗と競望しつつも山田庄の代官となったと思われる。(ハ)浦上国秀書状によれば、天文十三年(一五四四)には浦上村宗の弟と思われる国秀が山田庄の代官となった。(ハ)と(二)は新出文書であり、(ロ)立原幸綱書状の封書も新出であった。この封書により尼子氏被官立原幸綱が尾張山田庄の代官となった時期は、天文六年(一五三七)である可能性が高いことがわかった。以上、山田庄の支配について、永正十三年(二とイ)↓天文六年(ロ)↓天文十三年(ハ)の変化がわかった。

そして、(ロ)に関連して、宛所藤木弥九郎の共通性から、竹原庄の代官勝政書状は(ロ)と年代が近いことが推定できた。さらに、二〇二〇年に倉敷市般若院文書が発見されたことにより、竹原庄の代官勝政は山科家領備前国居都庄の代官でもあった中山備中守勝政である可能性が高いことがわかった。

天文年間、特に天文前期の尼子氏の備前進攻については、それを記す史料が少なかったが、(ロ)立原幸綱書状が発見できたことは大きな成果であった。さらに、この成果を基に天文年間の備前南部における荘園支配の一端が展望できたことは、望外であった。

※参考 馬場義一家文書のうちX10美作国倭文荘文書

〔表紙〕

美作國

倭文庄證文類

十

〔表題の次の用紙にある目次〕(イ) (ハ)は京都市歴史資料館で付

した記号

永正十四年

森真久返書

※(イ)実は、大河原真久書状

大永元年

中村則久代官職請文

※(ロ)賀茂別雷神社文書Ⅱ-F-七の五に写がある。

『岡山県史編年史料』二〇七七号(大日本史料九一―一四)

同四年

江原和泉守佑次送状

※(ハ)賀茂別雷神社文書Ⅱ-F-七の七に写がある。

(イ)大河原真久書状

先日山本将監殿御下向之時

御懇之貴札来入存候、殊_二五明

如御状拝領目出度存候、仍

雖今少計、為年始御礼百疋

令進覽候、寔^三□□御祝言計候、
次^二倭文庄領家方御公用錢

之事、京着六拾貫文分山本殿^江
渡運上申候、此内拾貫文當納

分五拾貫文者、去年未進分

前^二百參拾貫文共^二百八拾貫

文御皆濟之御請取を

可被下候、猶委曲將監殿

可被仰候、此旨可得御意候、

恐惶謹言、

永正十四

卯月廿六日

真久(花押)

竹内殿^參

御報

(口) 中村則久代官職請文

賀茂御領美作國倭文庄代官職

事、申付而御補任被成下候、畏入存候、

然間、御公用任御月宛之帳文之旨、

毎年百捌拾貫文運上可申候、就中

諸公事物社役仕夫忝人、現夫又

忝人、代忝貫百文等沙汰可申請切

申候上者、雖為不熟損亡之儀相違

有間敷候、萬一不懈怠之儀候者、

雖為何時、代官職可有改易候、

其時公私付而一言之子細不可申候、

仍請文如件、

中村大和守

大永元年十二月十日 則久(花押)

賀茂神主森殿

參

(ハ) 江原佐次公用錢送進狀

運上申 美作國倭文庄御^(公用錢之)□□□事

合六拾貫文者 京進定

右、為御社納か請取、可下給候、

仍、送狀如件、

大永四年 江原和泉守

三月十六日 佐次(花押)

賀茂

御社務中殿

まいる

- (1) 二〇一八年から東京大学史料編纂所共同利用・共同研究拠点における特定共同研究「賀茂別雷神社文書の調査・研究」に参加し、共同研究員として「賀茂別雷神社領備前国竹原荘の守護請について」(『東京大学史料編纂所研究紀要』三〇、二〇二〇年三月)、「賀茂別雷神社領竹原荘関係史料の紹介」(『岡山朝日研究紀要』四一、二〇二〇年三月)を発表した。前者をA論文、後者をB論文とする。
- (2) 畑和良「浦上村宗と守護権力」(『岡山地方史研究』一〇八、二〇〇六年)、渡邊大門「戦国期浦上氏・宇喜多氏と地域権力」(岩田書院、二〇一一年)。
- (3) 『大日本史料』九編一六冊の大永二年九月三日条に第四条として、「是より先、播磨浦上村国・小寺藤兵衛等、赤松才松丸(晴政)を擁して、淡路より播磨に入り、大貫・高峰山に陣す、是日、同国守護代浦上村宗、之を囲む、尋で、但馬守護山名誠豊、播磨に入り、広峰山に陣するに依り、村国、村宗と和し、共に誠豊を撃ちて、之を却く」とある。「鶴荘引付」大永二年条に「当国内輪取合而、小寺殿・備前之因州、去年春比ヨリ牢人ト而淡州二被座畢ヌ」とある「備前之因州」が浦上村国である。この事件を扱う『赤松記』や『備前軍記』にも「浦上因幡守村国」と記されている。小寺村職と浦上村国は赤松才松丸(のちの晴政)を擁立して、浦上村宗と対峙している。永正十三年の時期でも浦上村国は浦上村宗(掃部助)とは協調してはいないと思われる、この書状でも「浦上掃部物」という表現で尊称ではない。なお、この書状のほかに浦上村国の文書は一通知られている。「備前難波家文書」(『黄薇古簡集』)のうち、年末詳十月十三日難波弥四郎宛浦上村国書状で、『姫路市史』では大永二年に比定している。なお、この文書の花押と(二)□國書状の花押とは一致しない。
- (4) 畑和良「浦上村宗と守護権力」(『岡山地方史研究』一〇八、二〇〇六年)。拙稿A論文。
- (5) 長谷川博史「戦国大名尼子氏の研究」(吉川弘文館、二〇〇〇年)。山下晃誉「天文期の播磨における尼子氏勢力の動向」(『年報赤松氏研究』創刊号、二〇〇八年)。
- (6) 主に、依藤保「播磨置塩城主赤松氏の動向」(『播磨置塩城跡発掘調査報告書』兵庫県飾磨郡夢前町教育委員会、二〇〇六年)を参考にした。
- (7) 国立歴史民俗博物館「データベースれきはく」の「天文日記」を利用した。
- (8) 「親後日記」天文七年二十一日条に「播州赤松殿高砂没落之由、風聞アリ、尼子出張治定云々」(『増補統史料大成』、『上郡町史』第三巻史料編I、一九九九年)。
- (9) 国文学研究資料館データベースを利用した。
- (10) 拙稿「中間地域における戦国期荘園の展開とその意味―東寺領備前国新見荘代官新見国経期を事例に―」(『岡山朝日研究紀要』三〇、二〇〇九年、のち「室町・戦国期備前中国新見荘の研究」(『日本史料研究会』、二〇一二年)に所収)。
- (11) 拙稿「中間地域における戦国期荘園の展開(統)―東寺領備前中国新見荘代官新見貞経期と三村家親・元親期について―」(『岡山朝日研究紀要』三一、二〇一〇年、のち「室町・戦国期備前中国新見荘の研究」(『日本史料研究会』、二〇一二年)に所収。なお、尼子氏の進攻に対して新見貞経が播磨に「在陣」したとする史料は、他に「東

寺百合文書」二函二五八号、(天文八年カ)四月二十八日とさ函一四六号、(天文九年カ)三月十八日の新見貞経書状がある。

(12)

『言継卿記』天文十七年(二五四八)正月二十一日～二十三日条の紙背文書の年未詳九月二十八日晴政書状は、中山備前守勝政の先代当主のものであるとされる(畑和良「宇喜多和泉守宛「晴政」書状再考」『戦国史研究』八〇、二〇二〇)。

※ 本稿は、東京大学史料編纂所共同研究・共同研究拠点における特定

共同研究「賀茂別雷神社文書の調査・研究」(二〇一九・二〇二〇年度)の研究成果の一部である。